

IV 積算参考資料作成業務

積算参考資料作成業務特別仕様書記載例

積算参考資料作成業務特別仕様書記載例																
項目	内容															
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	〇〇事業〇〇業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
(目的) 第1-2条	本業務は、〇〇事業の事業計画に基づき建設される△△の工事の発注に必要な積算参考資料の作成を行うものである。															
(場所) 第1-3条	本業務において対象とする、□□□□の建設予定地は、〇〇県〇〇市(郡) 〇〇町(村) 〇〇地先で別添位置図に示すとおりである。															
(作業概要) 第1-4条	本業務は、次の工事の発注に必要な積算参考資料の作成を行うものであり、概要は次のとおりである。 〇〇工事(測点No. 〇〇～測点No. 〇〇区間) △△ L=〇〇m ※△△は主な工種・規格、〇〇は延長															
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条	<p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等</p>															
(管理技術者) 第1-6条	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="439 1213 1121 1470"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
資格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木 農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第1-7条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第1-8条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>															
(保険加入) 第1-9条	受注者は、共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															

作成要領及び留意事項			
内容		契約書	共通仕様書
<ul style="list-style-type: none"> 〇〇は、事業名を記入する。 △△は、施設名を記入する。 		第1条	第1-1条
<ul style="list-style-type: none"> 該当する工事件名と工事概要を列記する。 (記載例) □□幹線水路工事(測点No. 1～測点No. 11 区間) パイプライン DCIP φ1000(DB 種) L=500m <p>【技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う対象業務である場合】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> 記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務内容に応じて適切に指定すること。 技術士で、記載例の「技術部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて指定する場合は、別紙表-1を参考に追記する。 シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)で、「農業土木」以外の部門を含めて指定する場合も、別紙表-1を参考に追記する。 		第10条	第1-6条
			第1-8条
			第1-11条 第1-12条
			第1-37条

積算参考資料作成業務特別仕様書記載例		
項 目	内 容	
第2章 作業条件 (適用する図書等) 第2-1条	積算参考資料の作成は、「〇〇年度農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」及び「〇〇年度農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に基づき実施するものとする。	
(貸与資料等) 第2-2条	貸与資料及び物品は、次のとおりである。	
	貸与資料・物品	数量 備考
(貸与資料の取扱い) 第2-3条	第2-2条に定める貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。 (2) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料は、厳重に保管するとともに、複写等の行為は禁止する。	
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙作業項目内訳表（該当項目）に〇印で示すものとする。	
	作業項目表	
	作業項目	数量 備考
(作業の留意点) 第3-2条	本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。 (1) 現地調査を行い、貸与資料の内容を十分把握するとともに、現場条件を考慮のうえ、本業務の作業を行うものとする。 (2) 貸与資料の内容を十分理解のうえ、施工歩掛、施工機械の選定等を行うものとする。 (3) 施工計画（仮設工事計画を含む。）及び工事工程表の修正にあたっては、施工性及び経済性を考慮、検討のうえ、監督職員と協議し、作成するものとする。 (4) 標準積算システムへの入力作業は本事業（務）所において行うものとする。 (5) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。	

作成要領及び留意事項																																			
内 容		契約書	共通仕様書																																
<ul style="list-style-type: none"> 適用する図書、通知名称等を記入する。 貸与資料は、個々の作業において必要なものを記載する。 初回打合せ時に一括貸与できない場合は、貸与資料ごとに貸与資料次期を示す。 設計作業中に基準の基本的な改正が有り得るので、発注者は基準改正の情報を常に受注者に提供するよう努める必要がある。 作業項目及び数量は、記入例を参考に記入する。 		第16条	第2-1条																																
<p>(記入例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現地調査</td> <td>工事〇件</td> <td>〇〇工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 設計関係資料把握</td> <td>工事〇件</td> <td>〇〇工事</td> </tr> <tr> <td>(3) 設計図作成</td> <td>〇〇〇枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 数量計算書作成</td> <td>〇〇〇枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 施工計画書作成</td> <td>工事〇件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 特別仕様書作成</td> <td>工事〇件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 積算資料及び施工単価条件資料の作成</td> <td>〇〇〇枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 特別単価作成</td> <td>〇〇工種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 標準積算システム入力</td> <td>工事〇件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 点検取りまとめ</td> <td>工事〇件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			作業項目	数量	備考	(1) 現地調査	工事〇件	〇〇工事	(2) 設計関係資料把握	工事〇件	〇〇工事	(3) 設計図作成	〇〇〇枚		(4) 数量計算書作成	〇〇〇枚		(5) 施工計画書作成	工事〇件		(6) 特別仕様書作成	工事〇件		(7) 積算資料及び施工単価条件資料の作成	〇〇〇枚		(8) 特別単価作成	〇〇工種		(9) 標準積算システム入力	工事〇件		(10) 点検取りまとめ	工事〇件	
作業項目	数量	備考																																	
(1) 現地調査	工事〇件	〇〇工事																																	
(2) 設計関係資料把握	工事〇件	〇〇工事																																	
(3) 設計図作成	〇〇〇枚																																		
(4) 数量計算書作成	〇〇〇枚																																		
(5) 施工計画書作成	工事〇件																																		
(6) 特別仕様書作成	工事〇件																																		
(7) 積算資料及び施工単価条件資料の作成	〇〇〇枚																																		
(8) 特別単価作成	〇〇工種																																		
(9) 標準積算システム入力	工事〇件																																		
(10) 点検取りまとめ	工事〇件																																		
<ul style="list-style-type: none"> 別紙作業項目内訳表の実施する「作業実施」欄に〇印を付する。 なお、別紙作業項目内訳表「作業実施」欄には、変更後の全ての該当作業項目に〇印を付する。 必要な作業項目を事業（務）所において行わせる場合は、その作業項目・滞在日等の条件を記載する。 歩掛調査は、「国営土地改良事業等の歩掛調査要領」に基づき、原則として国の職員が行うものであるが、当該業務の受注者等に調査票等の記入を行わせる場合は、次表を作業項目に追加する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩掛調査</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		作業項目	数量	備考	歩掛調査	1式																													
作業項目	数量	備考																																	
歩掛調査	1式																																		
<ul style="list-style-type: none"> 作業の留意点について必要なものは適宜追加する。 																																			

積算参考資料作成業務特別仕様書記載例	
項目	内容
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 「工事工種の体系化」はhttps://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.htmlを参照。</p> <p>共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手の段階 () 第2回 中間打合せ () 第3回 中間打合せ () 最終回 報告書原稿作成段階 ()</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>(記載例一) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>(記載例二) ただし、別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部</p>
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 〇〇県〇〇市(郡) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇農政局〇〇事業(務)所</p>
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1-4条に示す「作業概要」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) その他</p>
(業務スライドの試行) 第6-2条	<p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知) URL (https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf) に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相当する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相当する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p>

作成要領及び留意事項			
内容	内容	契約書	共通仕様書
・打合せ回数、時期等については、作業内容等により必要に応じ適宜増減する。 ・打合せは、業務を円滑にするため、作業の重要な節目ごとに実施する。 ・中間打合せについては、()内に具体的な作業段階を記入する。 (記載例) 初回 作業着手の段階(積算参考資料作成の基本指示及び資料の貸与) 第2回 中間打合せ(施工計画(仮設工事計画を含む。))及び数量計算のまとめ 第3回 中間打合せ(特別仕様書及び積算資料の作成終了時) 最終回 報告書原稿作成段階(積算システム入力終了時)			
【予定価格が1,000万円を超える場合】			
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】			
・成果物の出力の提出を求める場合は以下の内容を記載する。 (2) 成果物の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)			第1-17条
		第17条 ～ 第20条	第1-21条 ～ 第1-24条
		第58条	

積算参考資料作成業務特別仕様書記載例	
項目	内容
<p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

別紙			
内容		契約書	共通仕様書
		第58条	

積算参考資料作成業務特別仕様書記載例			
項目	内 容		別 紙
【管理技術者について】 ・設計業務共通仕様書第1-6条第3項による業務に該当する部門は、下記の表-1のとおりです。	第1-6条	第1-6条	
表-1 資格部門及び選択科目表			
① 技術士			
技術部門	選 択 科 目		
機 械	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器、流体機器、加工・生産システム・産業機械		
船舶・海洋	船舶、海洋空間利用、舶用機器、船舶・海洋		
航空・宇宙	機体システム、航行援助施設、宇宙環境利用、航空宇宙システム		
電気電子	送配電変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備、電力・エネルギーシステム		
化 学	セラミックス及び無機化学製品、有機化学製品、燃料及び潤滑油、高分子製品、化学装置及び設備、無機化学及びセラミックス、有機化学及び燃料、高分子化学、化学プロセス		
織 維	紡糸・加工系の方法及び設備、紡績及び製布、繊維加工、繊維二次製品の製造及び評価、紡糸・加工系及び紡績・製布、繊維加工及び二次製品		
金 属	鉄鋼生産システム、非鉄生産システム、金属材料、表面技術、金属加工、金属材料・生産システム		
資源工学	固体資源の開発及び生産、流体資源の開発及び生産、資源循環及び環境、資源の開発及び生産、資源循環及び環境浄化		
建 設	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境		
上下水道	上水道及び工業用水道、下水道、水道環境		
衛生工学	大気管理、水質管理、廃棄物管理、空調和、建築環境、廃棄物・資源循環、建築物環境衛生管理		
農 業	畜産、農芸化学、農業土木、農業及び蚕糸、農村地域計画、農村環境、植物保護、農業・食品、農業農村工学、農村地域・資源計画		
森 林	林業、森林土木、林産、森林環境、林業・林産		
水 産	漁業及び増養殖、水産加工、水産土木、水産水域環境、水産資源及び水域環境、水産食品及び流通		
経営工学	生産マネジメント、サービスマネジメント、ロジスティクス、数理・情報、金融工学、生産・物流マネジメント		
情報工学	コンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学、情報ネットワーク、情報システム、情報基盤		
応用理学	物理及び化学、地球物理及び地球化学、地質		
生物工学	細胞遺伝子工学、生物化学工学、生物環境工学、生物機能工学、生物プロセス工学		
環 境	環境保全計画、環境測定、自然環境保全、環境影響評価		
原子力・放射線	原子炉システムの設計及び建設、原子炉システムの運転及び保守、核燃料サイクルの技術、放射線利用、放射線防護、原子炉システム・施設、核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分、放射線防護及び利用		
総合技術監理	総合技術監理部門以外の技術部門及び選択科目（例：農業―農業土木、農業―農業農村工学、応用理学―地質など）		
※下線部は、平成31年度の技術士試験改正以前の選択科目名称であるため、特別仕様書に記載する際は、改正後の名称についても併記すること。			
② シビル コンサルティング マネージャー (RCCM)			
RCCMの部門			
1	河川、砂防及び海岸・海洋部門	12	地質部門
2	港湾及び空港部門	13	土質及び基礎部門
3	電力土木部門	14	鋼構造及びコンクリート部門
4	道路部門	15	トンネル部門
5	鉄道部門	16	施工計画、施工設備及び積算部門
6	上水道及び工業用水道部門	17	建設環境部門
7	下水道部門	18	機械部門
8	農業土木部門	19	水産土木部門
9	森林土木部門	20	電気電子部門
10	造園部門	21	廃棄物部門
11	都市計画及び地方計画部門	22	建設情報部門

別 紙				
内 容		別 紙		
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙〇（第4-1条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。				
業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント(土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額